

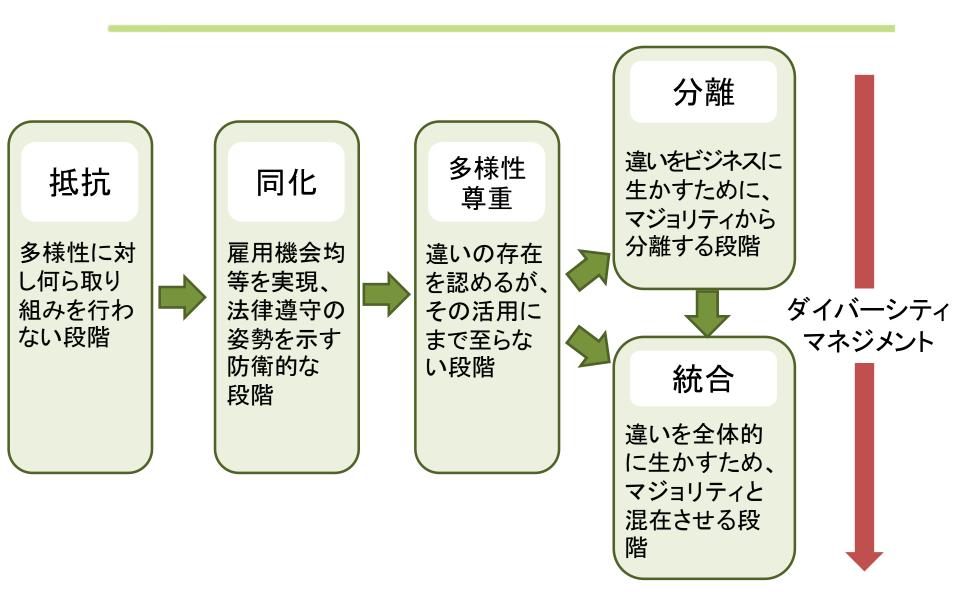
ダイバーシティ推進の壁

~意思決定プロセスへの女性の参画と推進体制の持続可能性~

## 高山 範理(森林機構)



## ダイバーシティに対する組織の取り組み段階

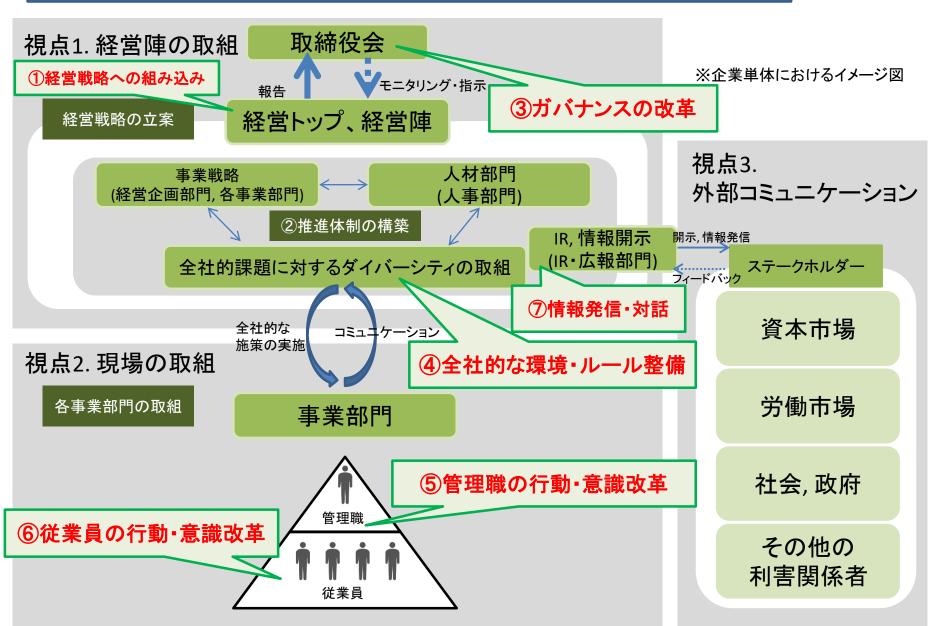


## (参考) 配点例(イメージ)(仮に総配点の3%~10%とした場合を例示)※1

				総合評価落札方式等 [単位:%(総配点に占める割合)]		
評価項目例				評価の相対的な重要度等に応じて配点		
				配点例① (10%の場合)	_	配点例③ (3%の場合)
	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	1段階目※3 (認定基準1~2つ〇)	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	5	2	1
		2段階目※3 (認定基準3~4つ〇)	The state of the s	8	4	2
		3段階目 (認定基準5つ〇)		10	5	3
		行動計画※4		2	1	0.5
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・ プラチナくるみん認定企業)	くるみん(旧基準)※5	本文文な な な な な な な な な な な な る の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	5	2	1
		くるみん(新基準)※6		7	3	1
		プラチナくるみん	1997-1942	9	4	2
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		A-VIENT	9	4	2

- ※1 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定
- ※2複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点
- ※3「労働時間等の働き方」に係る基準は満たすことが必要
- ※4 行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を指定している場合のみ)
- ※5 旧くるみん認定マーク(改正前認定基準または改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定)
- ※6 新くるみん認定マーク(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定)

## ○ダイバーシティ2.0 行動ガイドライン 実践のための7っのアクション



※本資料はすべて11月28日に開催された当該セミナーの記録を基に、ダイバーシティ推進室の方で再構成したものです。